

令和8年度香川県ヤングケアラー・オンラインサロン設置・運營業務仕様書

1 業務名

令和8年度香川県ヤングケアラー・オンラインサロン設置・運營業務

2 業務の目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいうが、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても本人あるいは家族が相談につながりにくいなど、表面化しにくい構造となっている。

本事業は、ヤングケアラー等が悩みを相談し、また、悩みや経験を共有し合うなどにより、自身の生活のあり方を考え、必要な場合は支援機関等への相談に導く機会を提供するためのオンラインサロンを設置・運営することにより、ヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 委託事業の内容

(1) オンラインサロンの設置・運営概要

ヤングケアラー等が自身の抱える悩みの相談などを行う場所として、ICT機器等を活用したオンラインによるサロンを初回開催から翌年3月の間で月1回程度開催する。

参加者は、1回あたり1グループ20名程度以内が望ましい。また、同様の経験を持つヤングケアラーとの交流を促進し、ヤングケアラーの状況にある子どもに対し、関係機関と連携し、助言・サポートを行う。

(2) 参加対象

中学生、高校生及びその家庭に属する者、18歳以上の若者ケアラー、元ヤングケアラー、相談支援機関職員等

※小学生の参加を妨げないこととする。

(3) オンラインサロン開催準備

- ・県と相談の上、日程調整を行うこと
- ・開催準備が整い次第、開催するものとする（遅くとも6月末までに初回を開催する）。
- ・ヤングケアラー及びオンラインサロンを紹介したチラシのデザイン、印刷、中学校（各市町教育委員会を通じて配布）及び高校への送付（送付鑑文書作成含む）、その他ホームページ等SNS等で広く周知を図ること。
※チラシ 約60,000枚（全中学生・高校生及び中学校・高校の各クラスに1枚）
- ・一度参加した者が次回以降の開催情報を得やすいよう、LINE等のSNSを活用し、確実に案内が届く体制を構築すること。
- ・子ども達が話しやすいように、子どもや家族のケアをした経験がある専門職をファシリテーターとしてオンラインサロンに参加させること。なお、ファシリテーターは、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師、看護師又は保育士のいずれかの資格を有する専門職であること。
- ・必要に応じて、各回のテーマに関する助言等を得るための外部専門家や元ヤングケアラー、ピアサポーター等を参加させる手配を行うこと。
- ・オンラインサロン運営に必要な機器、消耗品、通信設備等の手配。
- ・参加申込のとりまとめ。

- ・参加者の基本情報（氏名、連絡先、ケアの状況等）のリスト作成。
※各回のテーマ等については、年度計画を作成の上、事前打ち合わせの際に協議・調整し、決定する。

(4) オンラインサロン開催

- ・運営全般（設営、当日の進行等）
※学生等が参加しやすいよう、開催日時を休日や夜間等に設定するなど工夫すること。
- ・開催にあたり、業務責任者を設定すること。業務責任者はファシリテーターと協力し、サロンを適切に運営すること。
- ・ファシリテーターは必要に応じて業務責任者に助言を求めること。
- ・ファシリテーターが中心となり、サロンが滞りなく運営されるよう体制を整えること。
- ・1グループ20名の参加を上限とし、それを超える場合は複数のグループに分けることが望ましい。
- ・グループが複数になった場合は、グループごとにファシリテーターを参加させること。
- ・必要に応じて、各回のテーマに関する助言等を得るための外部専門家や元ヤングケアラー、ピアサポーター等を参加させること。
- ・サロンの運営に支障を生じさせる参加者があった場合は、当該参加者をサロンから退出させる等、速やかに対処できるよう、ファシリテーターと業務責任者が対応を検討しておくこと。
- ・ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、対象者の個人情報を守られるよう十分配慮すること。

(5) オンラインサロン開催後

- ・オンラインサロンの開催状況を記載した報告書を各回ごとに県へ送付すること。
- ・参加者の承諾があれば、適切な支援につなげるため、参加者が居住する市町の相談窓口連絡し、連携して対応すること。
- ・各回のテーマに関する助言等の協力を得るために参加した外部専門家や元ヤングケアラー等への謝金等必要な費用を支払うこと。

(6) その他

- ・ヤングケアラーの特性を理解し、交流しやすい場となるよう配慮すること。
- ・学校や子どもからヤングケアラーについて相談を受けた場合、丁寧な説明と必要であれば各市町と連携して対応すること。
- ・県内の子ども食堂や大学等において、ヤングケアラーに関する啓発を行い、また、オフラインサロンを開催するなど、ヤングケアラーのオンラインサロン参加やピアサポーター等の支援者の発掘に繋がる活動を検討し、実施すること。啓発活動及びオフラインサロン等はそれぞれ年2回を目途に実施すること。なお、オフラインサロンの開催をもって、オンラインサロンの実施に代えることができる。

5 個人情報の保護及びセキュリティ

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」及びその他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託業務中に入手した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処理を講じること。また、受託者は委託業務実施中に入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに破棄し、又は消去すること。
- (3) 個人情報等を外部に漏洩する可能性のある者、あるいはオンラインサロンの運営を妨害する可能性のある者をオンラインサロンに参加させないよう対策を講じるとともに、これらの者をオンラインサロン開催中に発見した場合は、速やかに退出させること。

- (4) 受託者は、委託業務を行うにあたり、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとし、当該守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

6 著作権、所有権

- (1) 本事業実施に伴い作成される成果物の著作権その他の知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は香川県に帰属するものとする。ただし、成果物に関し、受託者又は第三者が従前より保有する知的財産権については、受託者又は第三者に留保されるものとする。
- (2) 本事業実施に伴い作成されたデータ（相談データ等）の所有権は、香川県に帰属するものとする。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本委託業務の履行に際して、委託者の相談業務の公共性に鑑み、常に参加者等の立場を考慮し、参加者の信頼を確保しなければならない。
- (4) 本委託業務に関する苦情やトラブルへの対応は、原則として受託者の責任で行うこと。
- (5) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、業務責任者及びファシリテーター等に対し、法令に基づく事業者としての全ての義務を負うものとする。

8 留意事項

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して決定するものとする。